

<p>手 続 名</p>	<p>配置販売業許可申請 (「既存配置販売業の許可申請」を除く。(「その他」欄に注釈あり。))</p>	
<p>手続の概要</p>	<p>道内を営業区域として医薬品の配置販売を行う際は、あらかじめ申請者の住所地の保健 所長(道外及び保健所設置市(札幌市、旭川市、函館市及び小樽市)にあつては、北海道知 事)に申請を行い、許可を受ける必要があります。</p>	
<p>根拠法令等</p>	<p>医薬品医療機器等法第24条第1項、第30条、同法施行規則第148条、薬局並びに店舗販売業 及び配置販売業の業務を行う体制を定める省令第3条</p>	
<p>書類 の 提出先等</p>	<p>◇住所地が、道内の場合</p> <p>申請者の住所地を所管する保健所に事前相談の上、住所地が保健所設置市の場合は、その市立保健所に、それ以外の場合は(道外を除く。)は最寄りの道立保健所又は道立保健所支所に提出してください。</p> <hr/> <p>◇住所地が、道外の場合</p> <p>申請者の住所地が道外の場合は、北海道庁に事前に相談の上、書類を提出してください。</p>	<pre> graph TD subgraph "道内" subgraph "住所内" direction TB S1[札幌市 旭川市 函館市 小樽市] S2[それ以外の 市町村] end S1 -- "②申請" --> HC1[市立保健所] S2 -- "②申請" --> HC2[道立保健所支] end subgraph "道外" S3[道外の申請者] end HC1 -- "③進達" --> PD[北海道庁] HC2 -- "③送付" --> PD S3 -- "②申請" --> PD PD -- "④許可証送付" --> HC1 PD -- "④許可証送付" --> HC2 PD -- "⑤許可証交付" --> S3 S1 -- "①事前相談" --> PD S2 -- "①事前相談" --> PD S3 -- "①事前相談" --> PD S1 -- "⑤許可証交付" --> HC1 S2 -- "⑤許可証交付" --> HC2 S3 -- "⑤許可証交付" --> S3 </pre>
<p>提出書類 (各1部)</p>	<p>1 配置販売業許可申請書(様式: 医薬品医療機器等法施行規則様式第八十三)</p> <p>2 添付書類</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 区域管理者及びその他の薬剤師・登録販売者の一覧 <input type="checkbox"/> 配置販売業の業務を行う体制の概要 <input type="checkbox"/> 通常の営業日及び営業時間 <input type="checkbox"/> 取り扱う医薬品の区分 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書(履歴事項全部証明書)(申請者が法人であるとき) ※ 原則、発行してから3か月以内のもの <input type="checkbox"/> 診断書 ※ 申請者(申請者が法人であるときは、薬事に関する業務に責任を有する役員)が精神の機能の障害により業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切におこなうことができないおそれがある者である場合、当該申請者に係る精神の機能に関する医師の診断書を添付しなければならない。該当しない場合、提出は不要です。 ※原則、発行してから1か月以内のもの <input type="checkbox"/> 雇用契約書の写し(申請者が原本と相違ない旨の証明をしたもの。)又は使用関係を証する書類(当該営業所において薬事に関する実務に従事する薬剤師・登録販売者。申請者自身と法人の役員については不要です。) <input type="checkbox"/> 区域管理者の業務従事証明書(実務従事証明書)及び業務状況証明書(実務状況証明書)(登録販売者を区域管理者とする場合) <input type="checkbox"/> 区域管理者の資格を証する書面の写し(原本を窓口持参し確認を受ける) 	

	<p style="text-align: center;">管理者要件については別紙「店舗管理者及び区域管理者要件について」を参照すること</p> <p>3 添付書類は、省略できる場合がありますので、「添付書類の省略について」のページで確認してください。</p>
手 数 料	<p>北海道収入証紙を申請書余白に貼付してください。 (住所地が道外の方で、北海道収入証紙で納入できない場合には相談してください。)</p>
そ の 他	<p>申請書を提出する際に、当該配置販売業で薬事に関する実務に従事する薬剤師、登録販売者の薬剤師免許証、販売従事登録証の原本を窓口を持参し、確認を受けてください。</p> <p>申請書を提出する際に、以下のことを確認します。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p><確認する事項（主なもの）></p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 一般用医薬品の適正配置を確保するための指針 <input type="checkbox"/> 一般用医薬品の適正配置を確保するための業務手順書 </div>

手 続 名	配置販売業許可更新申請 (既存配置販売業者の許可更新申請を除く。(「その他」欄に注釈あり。))	
手続の概要	配置販売業の許可を受けている者は、継続して業を行う場合は6年ごとに許可の更新を受けなければなりません。(更新の申請は、有効期間満了のおおむね1か月前までに行ってください。)	
根拠法令等	医薬品医療機器等法第24条第2項、第30条、同法施行規則第6条、第149条(準用)、薬局並びに店舗販売業及び配置販売業の業務を行う体制を定める省令第3条	
書類の提出先等	<p>◇<u>住所地が、道内の場合</u> 住所地が保健所設置市の場合はその市立保健所に、それ以外の方(道外を除く。)は最寄りの道立保健所又は道立保健所支所に提出してください。</p> <hr/> <p>◇<u>住所地が、道外の場合</u> 住所地が道外の場合は、北海道庁に提出してください。</p>	<pre> graph TD subgraph "道内" A[道内の申請者] -- ①申請 --> B[市立保健所] B -- ②進達 --> C[北海道庁] C -- ③許可証送付 --> B B -- ④許可証交付 --> A end subgraph "道外" D[道外の申請者] -- ①申請 --> E[道立保健所] E -- ②送付 --> F[道立保健所支所] F -- ④許可証交付 --> D end G[道外の申請者] -- ①申請 --> C C -- ④許可証交付 --> G </pre>
提出書類 (各1部)	1 医薬品販売業更新申請書(様式: 医薬品医療機器等法施行規則様式第七八) 2 添付書類 <input type="checkbox"/> 医薬品販売業許可証(原本)	
手 数 料	北海道収入証紙を申請書余白に貼付してください。 (住所が道外の方で、北海道収入証紙で納入できない場合には相談してください。)	
そ の 他	<p>既存配置販売業とは、平成21年5月31日までに、既に配置販売業の許可を取得していた者をいいます。</p> <p>許可証の紛失の事実が許可更新時に判明した場合は、理由書を添付することとし、あえて再交付申請は必要ありません。</p> <p>※申請者が法人であるときの取り扱い(令和9年7月30日まで)</p> <p>令和3年8月1日以降の一回目の更新申請であって、これまでに責任役員の変更がない場合のみ、申請書の備考欄に「(氏名)は令和3年8月1日より責任役員である」と記入してください。※(氏名)には、更新申請書の「薬事に関する業務に責任を有する役員の氏名」欄に記載した内容と同じ全員の氏名を記入します。(詳細は別紙「薬事に関する業務に責任を有する役員の取扱いについて」を確認してください。)</p>	

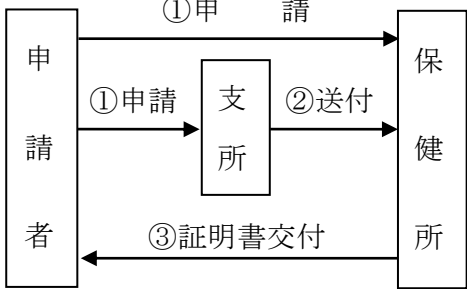
手 続 名	許可証書換え交付申請（配置販売業） （既存配置販売業の許可証書換え交付申請を除く。（「その他」欄に注釈あり。））	
手続の概要	医薬品販売業許可証の記載事項に変更が生じたときは、申請者の住所地の保健所長（住所地が、保健所設置市(札幌市、旭川市、函館市及び小樽市)の場合はその市の保健所を経由して、道外の場合には直接、北海道知事）に許可証の書換え交付を申請することができます。	
根拠法令等	医薬品医療機器等法施行令第45条、 同法施行規則第4条 、第149条(準用)	
書類の提出先等	<p>◇住所地が、道内の場合 住所地が保健所設置市の場合はその市立保健所に、それ以外の方(道外を除く。)は最寄りの道立保健所又は道立保健所支所に提出してください。</p> <p>◇住所地が、道外の場合 住所地が道外の場合は、北海道庁に提出してください。</p>	<pre> graph TD subgraph InTown [道内の申請者] A[札幌市 旭川市 函館市 小樽市] B[市立保健所] end subgraph OtherMunicipalities [それ以外の市町村] C[道立保健所支所] end subgraph Outside [道外の申請者] D[道外の申請者] end subgraph Prefecture [北海道庁] E[北海道庁] end A -- ①申請 --> B B -- ②進達 --> E E -- ③許可証送付 --> B B -- ④許可証交付 --> A C -- ①申請 --> E E -- ②送付 --> C C -- ④許可証交付 --> A D -- ①申請 --> E E -- ④許可証交付 --> D </pre>
提出書類 (各1部)	1 許可証書換え交付申請書（様式：医薬品医療機器等法施行規則様式第三） 2 添付書類 <input type="checkbox"/> 医薬品販売業許可証（原本）	
手 数 料	北海道収入証紙を申請書余白に貼付してください。 （住所が道外の方で、北海道収入証紙で納入できない場合には相談してください。）	
そ の 他	別途、変更届の提出も必要です。 既存配置販売業とは、平成21年5月31日までに、既に配置販売業の許可を取得していた者をいいます。	

手 続 名	許可証再交付申請（配置販売業） （既存配置販売業の許可証再交付申請を除く。（「その他」欄に注釈あり。））	
手続の概要	医薬品販売業許可証を破り、汚し、又は紛失したときは、申請者の住所地の保健所長（住所地が、保健所設置市(札幌市、旭川市、函館市及び小樽市)の場合はその市の保健所を経由して、道外の場合には直接、北海道知事）に許可証の再交付を申請することができます。	
根拠法令等	医薬品医療機器等法施行令第46条、 同法施行規則5条 、第149条(準用)	
書類の提出先等	<p>◇住所地が、道内の場合 住所地が保健所設置市の場合はその市立保健所に、それ以外の方(道外を除く。)は最寄りの道立保健所又は道立保健所支所に提出してください。</p> <p>◇住所地が、道外の場合 住所地が道外の場合は、北海道庁に提出してください。</p>	
提出書類 (各1部)	1 許可証再交付申請書（様式：医薬品医療機器等法施行規則様式第四） 2 添付書類 <input type="checkbox"/> 医薬品販売業許可証（原本）（破損、汚損の場合）	
手 数 料	北海道収入証紙を申請書余白に貼付してください。 （住所が道外の方で、北海道収入証紙で納入できない場合には相談してください。）	
そ の 他	既存配置販売業とは、平成21年5月31日までに、既に配置販売業の許可を取得していた者をいいます。 再交付後に許可証を発見した場合は、速やかに返納してください。	

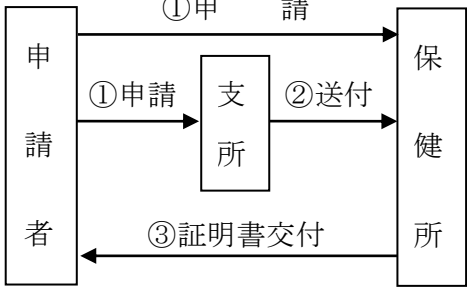
<p>手 続 名</p>	<p>変更届（配置販売業） （既存配置販売業の変更届を除く。（「その他」に注釈あり。））</p>	
<p>手続の概要</p>	<p>配置販売業の許可を受けている者は、その配置販売業の区域管理者その他厚生労働省令で定める事項を変更したときは、30日以内に、住所地の保健所長（住所地が、保健所設置市（札幌市、旭川市、函館市及び小樽市）の場合はその市の保健所を経由して、道外の場合には直接、北海道知事）にその旨を届け出なければなりません。</p> <p>なお、住所が変更となる場合、変更後の住所によっては、書類の提出先が変わる場合があります。</p> <p><届出を要する事項></p> <ul style="list-style-type: none"> 一 開設者の氏名（開設者が法人であるときは、薬事に関する業務に責任を有する役員の氏名を含む。）又は住所 二 営業の区域 三 通常の営業日及び営業時間 四 相談時及び緊急時の電話番号その他連絡先 五 区域管理者の氏名、住所又は週当たり勤務時間数 六 区域管理者以外の当該区域において薬事に関する実務に従事する薬剤師又は登録販売者の氏名又は週当たり勤務時間数 七 当該区域において販売し、又は授与する医薬品の区分 八 当該区域において併せ行う医薬品の販売業その他の業務の種類 	
<p>根拠法令等</p>	<p>医薬品医療機器等法第10条第1項、第38条第2項（準用）、同法施行規則第159条の21</p>	
<p>書類の提出先等</p>	<p>◇住所地が、道内の場合 住所地が保健所設置市の場合はその市立保健所に、それ以外の方（道外を除く。）は最寄りの道立保健所又は道立保健所支所に提出してください。</p> <hr/> <p>◇住所地が、道外の場合 住所地が道外の場合は、北海道庁に提出してください。</p>	<p>道内の申請者</p> <ul style="list-style-type: none"> 住所地: 札幌市、旭川市、函館市、小樽市 → ①届出 → 市立保健所 → ②進達 → 北海道庁 それ以外の市町村 → ①届出 → 道立保健所支 → ②送付 → 道立保健所 → ③進達 → 北海道庁 <p>道外の申請者 → ①届出 → 北海道庁</p> <p>注釈：③は、変更前の住所地が、札幌、旭川、函館及び小樽市の場合のみ必要となる。</p>

提出書類 (各1部)	<p>1 変更届書（様式：医薬品医療機器等法施行規則様式第六）</p> <p>2 添付書類</p> <p>次の各項目に該当しない場合は、添付書類は不要です。</p> <p>(1) 開設者の氏名を変更したとき</p> <p><input type="checkbox"/> 開設者の戸籍謄本、戸籍抄本又は戸籍記載事項証明書（法人であるときは、登記事項証明書（履歴事項全部証明書））</p> <p>※ 原則、発行してから3か月以内のもの</p> <p>(2) 薬事に関する業務に責任を有する役員を変更したとき</p> <p><input type="checkbox"/> 履歴事項全部証明書（履歴事項全部証明書）</p> <p>※ 原則、発行してから3か月以内のもの</p> <p><input type="checkbox"/> 新たに薬事に関する業務に責任を有する役員となった者の医師の診断書</p> <p>※申請者（法人の場合は、薬事に関する業務に責任を有する役員）が精神の機能の障害により業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合のみ、当該申請者に係る精神機能の障害に関する医師の診断書を添付する。該当しない場合は添付不要です。</p> <p>※ 原則、発行してから1か月以内のもの</p> <p>(3) 当該配置販売業で新たに薬事に関する実務に従事することとなった薬剤師・登録販売者がいる場合</p> <p><input type="checkbox"/> 雇用契約書の写し（開設者が原本と相違ない旨の証明をしたもの。）又は使用関係を証する書類（当該配置販売業において薬事に関する実務に従事する薬剤師・登録販売者。申請者自身と法人の役員については不要です。）</p> <p><input type="checkbox"/> 業務従事証明書（実務従事証明書）及び業務状況証明書（実務状況証明書）（登録販売者を区域管理者とする場合。管理者要件については別紙「店舗管理者及び区域管理者要件について」を参照すること）</p> <p><input type="checkbox"/> 管理者の資格を証する書面の写し（原本を窓口持参し確認を受けること）</p> <p>(4) 変更後30日を過ぎた場合</p> <p><input type="checkbox"/> 遅延理由書</p> <p>3 添付書類は、省略できる場合がありますので、「添付書類の省略について」のページで確認してください。</p>
手数料	不要
その他	

手 続 名	休止・廃止・再開届（配置販売業） （既存配置販売業の休止・廃止・再開届を除く。（「その他」欄に注釈あり。））	
手続の概要	配置販売業の許可を受けている者は、その業務を廃止し、休止し、若しくは休止した業務を再開したときは、30日以内に、住所地の保健所長（住所地が、保健所設置市（札幌市、旭川市、函館市及び小樽市）の場合はその市の保健所を経由して、道外の場合には直接、北海道知事）にその旨を届け出なければなりません。	
根拠法令等	医薬品医療機器等法第10条第1項、第38条第2項（準用）、同法施行規則第159条の23	
書類の提出先等	<p>◇<u>住所地が、道内の場合</u> 住所地が保健所設置市の場合はその市立保健所に、それ以外の方（道外を除く。）は最寄りの道立保健所又は道立保健所支所に提出してください。</p> <hr/> <p>◇<u>住所地が、道外の場合</u> 住所地が道外の場合は、北海道庁に提出してください。</p>	<p>道内の申請者</p> <ul style="list-style-type: none"> 住所地：札幌市、旭川市、函館市、小樽市 → ①届出 → 市立保健所 → ②進達 → 北海道庁 それ以外の市町村 → ①届出 → 道立保健所支所 → ②送付 → 道立保健所 → ③進達 → 北海道庁 <p>道外の申請者 → ①届出 → 道立保健所支所 → ②送付 → 道立保健所 → ③進達 → 北海道庁</p> <p>注釈：③は、変更前の住所地が、札幌、旭川、函館及び小樽市の場合のみ必要となる。</p>
提出書類（各1部）	1 休止・廃止・再開届書（様式：医薬品医療機器等法施行規則様式第八） 2 添付書類 <input type="checkbox"/> 医薬品販売業許可証（原本）（廃止のとき） <input type="checkbox"/> 遅延理由書（廃止、休止、再開後30日を過ぎた場合）	
手数料	不要	
その他	休止の場合は、「休止、廃止又は再開の年月日」欄に休止予定期間を付記すること。 廃止届の際に許可証を紛失して添付できない場合は、理由書を添付すること。 既存配置販売業とは、平成21年5月31日までに、既に配置販売業の許可を取得していた者をいいます。	

手 続 名	配置従事者身分証明書交付申請 (申請者又は雇用主(雇用されている会社)が、既存配置販売業者(平成21年5月31日までに既に配置販売業の許可を取得していた者)である者を除く。)
手続の概要	配置販売業者又はその配置員は、その住所地の保健所長が発行する身分証明書の交付を受け、かつ、これを携帯しなければ、医薬品の配置販売に従事できません。
根拠法令等	医薬品医療機器等法第33条、同法施行規則第151条、第152条
書類の提出先等	<p>最寄りの道立保健所又は道立保健所支所に提出してください。 なお、申請者の住所が保健所設置市(札幌市、旭川市、函館市又は小樽市)内にある場合は、その市の保健所が提出先となります。</p>  <pre> graph LR A[申請者] -- ①申請 --> B[支所] B -- ②送付 --> C[保健所] C -- ③証明書交付 --> A </pre>
提出書類(各1部)	<p>1 配置従事者身分証明書交付申請書 (様式：医薬品医療機器等法施行規則様式第八四)</p> <p>2 添付書類</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 写真(申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景のもの) サイズ：縦3.0cm、横2.4cm ※ 写真の裏面に氏名(フルネームで)を記載すること。 <input type="checkbox"/> 雇用契約書の写し(申請者が原本と相違ない旨の証明をしたものです。)又は使用関係を証する書類(申請者自身と法人の役員については不要。) <p>3 添付書類は、省略できる場合がありますので、「添付書類の省略について」のページで確認してください。</p>
手数料	<p>北海道収入証紙を申請書余白に貼付してください。 ※申請者の住所が保健所設置市(札幌市、旭川市、函館市又は小樽市)の場合は、金額や納付方法が異なりますので、その市の保健所に確認してください。</p>
その他	<p>配置販売業者は、薬剤師、登録販売者又は一般従事者であることが容易に判別できるようその区域に勤務する従事者に配置従事者身分証明書を付けさせることになっています。 申請書の「申請者の種別」欄で、薬剤師又は登録販売者を選択した場合には、薬剤師免許証又は販売従事登録証の原本を窓口を持参し、確認を受けてください。 申請者または雇用主(申請者が雇用されている会社)の配置販売業の許可が、新法か旧法(平成21年5月31日までに、既に配置販売業の許可を取得していた者)かによって、申請書(様式)及び写真のサイズが異なります。</p>

手 続 名	配置従事者身分証明書書換え交付申請 (申請者又は雇用主(雇用されている会社)が、既存配置販売業者(平成21年5月31日までに既に配置販売業の許可を取得していた者)である者を除く。)	
手続の概要	配置販売業者又はその配置員は、交付を受けた身分証明書の記載事項に変更を生じたときは、その住所地の保健所長に身分証明書の書換え交付を申請することができます。 なお、住所が変更となる場合、変更後の住所によっては、書類の提出先が変わる場合があります。	
根拠法令等	医薬品医療機器等法施行細則(昭和36年北海道規則第27号)第7条	
書類の提出先等	最寄りの道立保健所又は道立保健所支所に提出してください。 なお、申請者の住所が保健所設置市(札幌市、旭川市、函館市又は小樽市)内にある場合は、その市の保健所が提出先となります。	 <pre> graph LR A[申請者] -- ①申請 --> B[支所] B -- ②送付 --> C[保健所] C -- ③証明書交付 --> A </pre>
提出書類(各1部)	1 配置従事者身分証明書書換え交付申請書(様式: 医薬品医療機器等法施行細則別記第2号様式) 2 添付書類 <input type="checkbox"/> 写真(申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景のもの) サイズ: 縦3.0cm、横2.4cm ※ 写真の裏面に氏名(フルネームで)を記載すること。	
手 数 料	北海道収入証紙を申請書余白に貼付してください。 ※ 申請者の住所が保健所設置市(札幌市、旭川市、函館市又は小樽市)の場合は、金額や納付方法が異なりますので、その市の保健所に確認してください。	
そ の 他	変更内容の事項欄が「申請者の種別」で、変更後が薬剤師又は登録販売者となる場合には、薬剤師免許証又は販売従事登録証の原本を窓口に持参し、確認を受けてください。 申請者または雇用主(申請者が雇用されている会社)の配置販売業の許可が、新法か旧法(平成21年5月31日までに、既に配置販売業の許可を取得していた者)かによって、写真のサイズが異なります。	

手 続 名	配置従事者身分証明書再交付申請 (申請者又は雇用主(雇用されている会社)が、既存配置販売業者(平成21年5月31日までに既に配置販売業の許可を取得していた者)である者を除く。)	
手続の概要	配置販売業者又はその配置員は、交付を受けた身分証明書を破り、汚し、又は失ったときは、その住所地の保健所長にその再交付を申請することができます。 なお、配置販売業者又はその配置員は、その住所地の保健所長が発行する身分証明書の交付を受け、かつ、これを携帯しなければ、医薬品の配置販売に従事できません。	
根拠法令等	医薬品医療機器等法施行細則(昭和36年北海道規則第27号)第8条	
書類の提出先等	最寄りの道立保健所又は道立保健所支所に提出してください。 なお、申請者の住所が保健所設置市(札幌市、旭川市、函館市又は小樽市)内にある場合は、その市の保健所が提出先となります。	 <pre> graph LR A[申請者] -- ①申請 --> B[支所] B -- ②送付 --> C[保健所] C -- ③証明書交付 --> A </pre>
提出書類(各1部)	1 配置従事者身分証明書再交付申請書(様式: 医薬品医療機器等法施行細則別記第3号様式) 2 添付書類 <input type="checkbox"/> 写真(申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景のもの) サイズ: 縦3.0cm、横2.4cm ※ 写真の裏面に氏名(フルネームで)を記載すること。 <input type="checkbox"/> 配置従事者身分証明書 ※ 破り、汚した場合のみ	
手 数 料	北海道収入証紙を申請書余白に貼付してください。 (住所地が道外の方で、北海道収入証紙で納入できない場合には相談してください。)	
そ の 他	配置販売業者は、薬剤師、登録販売者又は一般従事者であることが容易に判別できるようその区域に勤務する従事者に配置従事者身分証明書を付けさせることになっています。 申請者または雇用主(申請者が雇用されている会社)の配置販売業の許可が、新法か旧法(平成21年5月31日までに、既に配置販売業の許可を取得していた者)かによって、写真のサイズが異なります。 身分証明書の再交付を受けた後、失った身分証明書を発見したときは、直ちに、その住所地の保健所長に返納しなければなりません。	

手 続 名	配置従事届書 (申請者又は雇用主(雇用されている会社)が、既存配置販売業者(平成21年5月31日までに既に配置販売業の許可を取得していた者)である者を除く。)	
手続の概要	配置販売業者又はその配置員は、医薬品の配置販売に従事しようとするときは、その氏名、配置販売に従事しようとする区域その他厚生労働省令で定める事項を、あらかじめ、配置販売に従事しようとする区域の都道府県知事に届け出なければなりません。	
根拠法令等	医薬品医療機器等法第32条、同法施行規則第150条、同法施行細則(昭和36年北海道規則第27号)第6条	
書類の提出先等	<p>◇住所地が、道内の場合 住所地が保健所設置市の場合はその市立保健所に、それ以外の方(道外を除く。)は最寄りの道立保健所又は道立保健所支所に提出してください。</p> <hr/> <p>◇住所地が、道外の場合 住所地が道外の場合は、北海道庁に提出してください。</p>	<pre> graph TD subgraph "道内の申請者" A["札幌市 旭川市 函館市 小樽市"] B["市立保健所"] end A -- "①届出" --> B B -- "②進達" --> C["北海道庁"] subgraph "道外の申請者" D["道外の申請者"] end D -- "①届出" --> C subgraph "その他の申請者" E["それ以外の市町村"] F["道立保健所支"] G["道立保健所"] end E -- "①届出" --> F F -- "②送付" --> G G -- "②進達" --> C </pre>
提出書類(各1部)	1 配置従事届出書(様式: 医薬品医療機器等法施行細則別記第1号様式)	
手数料	不要	
その他		

手 続 名	配置従事者身分証明書返納届	
手続の概要	<p>配置販売業者又はその配置員は、交付を受けた身分証明書の有効期間が過ぎたとき、又はその配置販売業者との雇用関係が消滅したときは、当該身分証明書を直ちにその住所地の保健所長に返納しなければなりません。</p> <p>また、身分証明書の再交付を受けた後、失った身分証明書を発見したときは、直ちに、その住所地の保健所長に返納しなければなりません。</p>	
根拠法令等	医薬品医療機器等法施行細則（昭和36年北海道規則第27号）第8条第3項、第9条	
書類の提出先等	<p>最寄りの道立保健所又は道立保健所支所に提出してください。</p> <p>なお、申請者の住所が保健所設置市(札幌市、旭川市、函館市又は小樽市)内にある場合は、その市の保健所が提出先となります。</p>	<pre> graph LR A[申請者] -- ①届出 --> B[支所] B -- ②送付 --> C[保健所] </pre>
提出書類 (各1部)	<p>1 配置従事者身分証明書返納届</p> <p>2 添付書類</p> <p>□ 配置従事者身分証明書</p>	
手 数 料	不要	
そ の 他		